

再生資源利用（促進）計画書及び実施書と
再資源化等関係書類の作成について

請負金額	書類の名称	提出時期	留意事項
100万円 以上（対 象工事）	再生資源利用計画書（様式1・イ） （クレダスにより作成）	施工計画書に 含めて提出す る。	再生資材の利用及び建設副 産物の発生・搬出の有無や多 寡に関わらず提出する。
	再生資源利用促進計画書（様式 2・ロ）（クレダスにより作成）		
	再生資源利用実施書（様式1） （クレダスにより作成）	工事完成時に 完成図書に含 めて提出す る。	再生資材の利用及び建設副 産物の発生・搬出がない場合 でも、工事概要のみ記載して 提出する。
	再生資源利用促進実施書（様式 2）（クレダスにより作成）		
	クレダスにより作成した「提出用 LZHデータ」（工事名を標記）		
500万円 以上（対 象建設工 事）	再資源化等報告書（建設リサイク ル法第18条第1項の規定に基づ く報告）（様式3）	特定建設資材 廃棄物の再資 源化等が完了 したとき。	再生資源利用実施書、再生資 源利用促進実施書を添付す る。
	工事請負契約書関係（建設リサイ クル法第13条及び省令第4条に基 づく書面）（様式4～6）	工事請負契約 前	記載事項について監督員の 確認を受けること。 （提出先：工事担当課）

- 【留意事項】1) 請負者は、再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）を工事完成後一年間保存すること。2) 請負金額は、変更後の精算金額を含む。3) 電子媒体での提出が困難な場合は、監督員と協議してください。

【特記仕様書】再生資材及び建設副産物の搬出及び利用に関する特記仕様書 別紙7

【関係法令等の抜粋】 別紙8

【クレダス CREDAS】国土交通省リサイクルホームページから無料でダウンロードが可能です。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm>

様式2・ロ 再生資源利用促進計画書 ー建設副産物搬出工事用ー

2.建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④	現場内利用			減量化		現場外搬出について							再生資源利用 促進率 (②×③×⑤) / ①(%)			
		用途	②利用量	うち現場内 改良分	減量法	③減量化量	搬出先名称	区分	施工条件 の内容	搬出先場所住所	運搬距離	搬出先の 種類	④現場外搬出量		うち現場内改良分	⑤再生資源 利用促進量	
特定建設副産物	コンクリート塊	(トン)		(トン)			搬出先1				km		(トン)	(トン)			
	建設発生木材A (柱、ボードなど木製資材 が廃棄物となったもの)	(トン)		(トン)			搬出先1				km		(トン)				
	アスファルト・ コンクリート塊	(トン)		(トン)			搬出先1				km		(トン)	(トン)			
建設副産物	その他がれき類	(トン)					搬出先1				km		(トン)				
	建設発生木材B (立木、除根材などが廃 棄物となったもの)	(トン)		(トン)			搬出先1				km		(トン)				
	建設汚泥	(トン)		(トン)		(トン)	搬出先1				km		(トン)	(トン)			
	金属くず	(トン)					搬出先1				km		(トン)				
	廃塩化ビニル管 ・継手	(kg)					搬出先1				km		(kg)				
	廃プラスチック (塩化ビニル管・ 継手を除く)	(トン)					搬出先1				km		(トン)			(kg)	
	廃石膏ボード	(トン)					搬出先1				km		(トン)				
	紙くず	(トン)					搬出先1				km		(トン)				
	アスベスト (飛散性)	(トン)					搬出先1				km		(トン)				
	その他の分別 された廃棄物	(トン)					搬出先1				km		(トン)				
	混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	(トン)					搬出先1				km		(トン)				
	建設発生土	第一種 建設発生土	(地山m ³)		(地山m ³)			搬出先1				km		(地山m ³)	(地山m ³)		
		第二種 建設発生土	(地山m ³)		(地山m ³)			搬出先1				km		(地山m ³)	(地山m ³)		(地山m ³)
第三種 建設発生土		(地山m ³)		(地山m ³)			搬出先1				km		(地山m ³)	(地山m ³)		(地山m ³)	
第四種 建設発生土		(地山m ³)		(地山m ³)			搬出先1				km		(地山m ³)	(地山m ³)		(地山m ³)	
浸透土 (建設汚泥を除く)		(地山m ³)		(地山m ³)			搬出先1				km		(地山m ³)	(地山m ³)		(地山m ³)	
合計		(地山m ³)		(地山m ³)									(地山m ³)	(地山m ³)		(地山m ³)	

様式2 再生資源利用促進実施書 ー建設副産物搬出工事用ー

2.建設副産物搬出実施

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④	現場内利用			減量化		現場外搬出について								再生資源利用 促進率 (②+③+⑤) / ①(%)	
		用途	②利用量	うち現場内 改良分	減量法	③減量化量	搬出先名称	区分	施工条件 の内容	搬出先場所住所	運搬距離	搬出先の 種類	④現場外搬出量	うち現場内改良分		⑤再生資源 利用促進量
特定建設 資材 廃棄物	コンクリート塊	(トン)	(トン)	(トン)			搬出先1				km		(トン)	(トン)		
	建設発生木材A (柱、ボードなど木製資材 が廃棄物となったもの)	(トン)	(トン)	(トン)			搬出先1				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	搬出先2						搬出先2				km		(トン)	(トン)		
	アスファルト・ コンクリート塊	(トン)	(トン)	(トン)			搬出先1				km		(トン)	(トン)		
	搬出先2						搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	その他がれき類	(トン)						搬出先1				km		(トン)	(トン)	
建設 廃棄物	建設発生木材B (立木、除根材などが廃 棄物となったもの)	(トン)	(トン)	(トン)			搬出先1				km		(トン)	(トン)		
	搬出先2						搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	建設汚泥	(トン)	(トン)	(トン)		(トン)	搬出先1				km		(トン)	(トン)		
	搬出先2						搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	金属くず	(トン)					搬出先1				km		(トン)	(トン)		
	搬出先2						搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	廃塩化ビニル管 ・継手	(kg)					搬出先1				km		(kg)	(kg)		(kg)
	搬出先2						搬出先2				km		(kg)	(kg)	(kg)	
	廃プラスチック (塩化ビニル管・ 継手を除く)	(トン)					搬出先1				km		(トン)	(トン)		(トン)
	搬出先2						搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	廃石膏ボード	(トン)					搬出先1				km		(トン)	(トン)		(トン)
	搬出先2						搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
	紙くず	(トン)					搬出先1				km		(トン)	(トン)		(トン)
	搬出先2						搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)	
アスベスト (飛散性)	(トン)					搬出先1				km		(トン)	(トン)		(トン)	
搬出先2						搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)		
その他の分別 された廃棄物	(トン)					搬出先1				km		(トン)	(トン)		(トン)	
搬出先2						搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)		
混合状態の廃棄物 (建設混合廃棄物)	(トン)					搬出先1				km		(トン)	(トン)		(トン)	
搬出先2						搬出先2				km		(トン)	(トン)	(トン)		
建設 発生 土	第一種 建設発生土	(地山m ³)	(地山m ³)	(地山m ³)			搬出先1				km		(地山m ³)	(地山m ³)		(地山m ³)
	搬出先2						搬出先2				km		(地山m ³)	(地山m ³)	(地山m ³)	
	第二種 建設発生土	(地山m ³)	(地山m ³)	(地山m ³)			搬出先1				km		(地山m ³)	(地山m ³)		(地山m ³)
	搬出先2						搬出先2				km		(地山m ³)	(地山m ³)	(地山m ³)	
	第三種 建設発生土	(地山m ³)	(地山m ³)	(地山m ³)			搬出先1				km		(地山m ³)	(地山m ³)		(地山m ³)
	搬出先2						搬出先2				km		(地山m ³)	(地山m ³)	(地山m ³)	
	第四種 建設発生土	(地山m ³)	(地山m ³)	(地山m ³)			搬出先1				km		(地山m ³)	(地山m ³)		(地山m ³)
搬出先2						搬出先2				km		(地山m ³)	(地山m ³)	(地山m ³)		
浚渫土 (建設汚泥を除く)	(地山m ³)	(地山m ³)	(地山m ³)			搬出先1				km		(地山m ³)	(地山m ³)		(地山m ³)	
搬出先2						搬出先2				km		(地山m ³)	(地山m ³)	(地山m ³)		
合計	(地山m ³)	(地山m ³)	(地山m ³)									(地山m ³)	(地山m ³)	(地山m ³)		

再資源化等報告書

年 月 日

(発注者)

_____様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) _____ (印)

(郵便番号 _____) 電話番号 _____

住所 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称
2. 工事の場所
3. 再資源化等が完了した年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____ 万円 (税込み)

(参考資料を添付する場合の添付資料)

※ 資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

- 再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)
- 再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)

様式4 (工事請負契約書関係)

建築物に係る解体工事

1. 分別解体等の方法

工程 ごとの 作業 内容及び 解体 方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・ 内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・ 上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・ 基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。

・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

(注) ・運搬費を含む。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

1. 分別解体等の方法

工程ごと の作業 内容及 び解体 方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

- (注) ・解体工事の場合のみ記載する。
 ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
 ・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費) _____ 円(税抜き)

- (注) ・運搬費を含む。

通 知 書

平成 年 月 日

今治市長 様

発注担当部局 : _____
担当課長名 : _____ 印

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連絡先	所属名			
	担当者職 氏 名			
	住 所	〒		
	電話番号	—	—	(内線)
工事の内容	工事の名称			
	工事の場所			
	工事の概要	<p>工事の種類</p> <p><input type="checkbox"/>建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/>建築物に係る新築又は増築の工事</p> <p><input type="checkbox"/>建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの</p> <p><input type="checkbox"/>建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 () 注1</p> <p>工事の規模</p> <p>建築物に係る解体工事 用途 階数 工事対象床面積 m²</p> <p>建築物に係る新築又は増築の工事 用途 階数 工事対象床面積 m²</p> <p>建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの</p> <p>用途 階数 請負代金 万円 (税込)</p> <p>建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 万円 (税込)</p>		
	工期	平成 年 月 日～平成 年 月 日 (工事着手予定日：平成 年 月 日)		
	請負人	会社名		フリガナ
所在地		〒		
電話番号		—	—	(内線)
F A X		—		

※ 受付番号 _____

注1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。
(例：舗装、築堤、土地改良 等)

再生資材及び建設副産物の搬出及び利用に関する特記仕様書

(建設副産物の適正処理)

第 1 条 建設副産物の処理にあたっては、「建設副産物適正処理推進要綱（平成 14 年 5 月 30 日 付け国土交通事務次官通達）」に準拠し、建設副産物の適正処理に努めなければならない。

(建設副産物の利用)

第 2 条 建設副産物の再利用については、適正に実施すること。

2 建設副産物の品質等により利用が困難な場合は、監督員と協議すること。

(建設副産物の搬出)

第 3 条 建設副産物のうち、コンクリート塊、アスファルトコンクリート塊の搬出については、設計書に指定する方法により適切に再資源化施設へ搬出すること。建設発生土及びその他の建設副産物については法令等に準拠し適切に搬出すること。

なお、建設副産物のうち産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、別添「建設工事から生ずる産業廃棄物の処理に関する特記仕様書」によること。

(再生資材の利用)

第 4 条 請負者は、別表 1 の資材の使用に際しては再生資材を使用すること。

2 再生資材の品質に関しては、使用に際し舗装再生便覧〔(社)日本道路協会発刊〕や、コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準(案)等を遵守し、適正な品質を確保するため再生処理施設において、品質の確認を行わなければならない。なお、適正な品質が確保できない場合及び再生材の確保が困難な場合は、監督員と協議すること。

(特定建設資材の分別解体等及び再資源化等)

第 5 条 請負者は、本工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」第 9 条に規定する対象建設工事（以下「対象建設工事」という。）の場合、同法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずること。

(再生資源利用(促進)計画書及び実施書)

第 6 条 請負者は、本工事の請負金額が 100 万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、別紙様式 1 の再生資源利用計画書及び別紙様式 2 の再生資源利用促進計画書を施工計画書に含めて提出しなければならない。また、工事完成時には、同実施書を完成図書に含めて提出すること。なお、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出がない場合でも、工事概要のみ記載して提出すること。

2 再生資源利用(促進)計画書及び実施書は「建設リサイクルデータ統合システム (CREDAS)」又は「建設副産物情報交換システム (COBRIS)」により作成すること。なお、CREDAS により作成した場合は、工事完成時に「提出用 LZH データ」を完成図書に含めて提出すること。また、COBRIS により作成した場合は、工事完成時に「工事登録証明書 (pdf ファイル)」を完成図書に含めて提出すること。

3 請負者は、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後 1 年間保存すること。

(再資源化等報告書)

第 7 条 請負者は、本工事が対象建設工事の場合、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときには、同法第 18 条第 1 項の規定に基づき、以下の事項を記録し報告しなければならない。なお、様式は別紙様式 3 及び再生資源利用(促進)実施書とする。

- (1) 再資源化等が完了した年月日
- (2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- (3) 再資源化等に要した費用

[参考]

- ・CREDAS[クレダス]: 国土交通省 リサイクルホームページから無料でダウンロードが可能
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/fukusanbutsu/credas/index.htm>
- ・COBRIS[コブリス]: 建設副産物情報センター(JACIC)のホームページから利用が可能(有料)
<http://www.recycle.jacic.or.jp/>

別表 1

資材名	再生材の種類	使用箇所
再生加熱アスファルト 混合物	密粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径 20mm 又は 13mm (再生加熱アスファルト混合物)	道路舗装の表層に使用する。
	粗粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径 20mm (再生加熱アスファルト混合物)	中間層、基層に使用する。 (中間層で当分の間供用する 場合には使用しない。)
	アスファルト安定処理 (再生加熱アスファルト混合物)	アスファルト安定処理工で 行う上層路盤に使用する。
再生骨材	再生粒調碎石 (RM-25) (HMS-25)	上層路盤工等路盤材料に使用 する。
	再生碎石 (RC-40) (RC-30)	構造物の基礎材及び裏込め 材等に使用する。 仮道、工事用道路の敷砂利等 に使用する。 道路の路盤に使用する。
	再生砂	電線共同溝工事及び下水道 工事の管路埋め戻し材に使用 する。

関係法令等の抜粋

○建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月国土交通省、平成14年5月30日改正）

第2章 計画の作成等

第7 元請業者による施工計画の作成等

元請業者は、次の事項に留意し、施工計画の作成等を行わなければならない。

- 一 施工に先立ち、必要な調査を行うとともに、契約に基づき、建設廃棄物の発生の抑制、再利用の促進及び適正処理が計画的かつ効率的に行われるよう適切な施工計画を作成すること。
- 二 施工計画の作成に当たっては、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成するとともに、廃棄物処理計画の作成に努めること。
- 三 建設工事の完成後、速やかに再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況を把握するとともに、それらの記録を1年間保管すること。

○建設リサイクルガイドライン（平成14年5月30日国土交通省）

3. 実施事項

（3）再生資源利用計画書及再生資源利用促進計画書

（再生資源利用（促進）計画書）（様式1、様式2）

① 目的

建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事を施工する場合において、リサイクルの現状を把握する。

建設資材を搬入する場合：再生資源利用計画書

建設副産物を搬出する場合：再生資源利用促進計画書

② 作成時期及び作成者

1) 工事の着手時及び完成時

・対象機関から直接工事を請け負った建設工事業業者（元請業者）が作成。

対象建設機関は、元請業者に対し、再生資源利用（促進）計画書（工事着手時）、及び実施状況（完成時）の報告を特記仕様書により指示する。

○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）

（分別解体等実施義務）

第9条（中略）

3 建設工事の規模に関する基準は、政令で定める。

（対象建設工事の届出等）

第10条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 三 工事着手の時期及び工程の概要
- 四 分別解体等の計画
- 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- 六 その他主務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その届出に係る工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。（後略）

(国等に関する特例)

第11条 国の機関又は地方公共団体は、前条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

(対象建設工事の届出に係る事項の説明等)

第12条 対象建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)を発注しようとする者から直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者は、当該発注しようとする者に対し、少なくとも第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

2 対象建設工事受注者は、その請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建設業を営む者に対し、当該対象建設工事について第10条第1項の規定により届け出られた事項(同条第2項の規定による変更の届出があった場合には、その変更後のもの)を告げなければならない。

(対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項)

第13条 対象建設工事の請負契約(当該対象建設工事の全部又は一部について下請契約が締結されている場合における各下請契約を含む。以下この条において同じ。)の当事者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第19条第1項に定めるもののほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用その他の主務省令で定める事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

(発注者への報告等)

第18条 対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を当該工事の発注者に書面で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。(後略)

(標識の掲示)

第33条 解体工事業者は、主務省令で定めるところにより、その営業所及び解体工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他主務省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令

(平成12年11月29日政令第495号 最終改正：平成17年11月16日政令第339号)

(指定建設資材廃棄物)

第2条 法第9条第3項の建設工事の規模に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

一 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)に係る解体工事については、当該建築物(当該解体工事に係る部分に限る。)の床面積の合計が80平方メートルであるもの

二 建築物に係る新築又は増築の工事については、当該建築物(増築の工事にあつては、当該工事に係る部分に限る。)の床面積の合計が500平方メートルであるもの

三 建築物に係る新築工事等(法第2条第3項第2号に規定する新築工事等をいう。以下同じ。)であつて前号に規定する新築又は増築の工事に該当しないものについては、その請負代金の額(法第9条第1項に規定する自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。次号において同じ。)が1億円であるもの

四 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については、その請負代金の額が500万円であるもの

○特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年3月5日国土交通省令第17号）

（対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項）

第4条 法第13条第1項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 分別解体等の方法
- 二 解体工事に要する費用
- 三 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- 四 再資源化等に要する費用

○解体工事業に係る登録等に関する省令（平成13年5月18日国土交通省令第92号）

（標識の掲示）

第8条 法第33条に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法人である場合にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録年月日
- 三 技術管理者の氏名